

産業民生常任委員会

平成24年1月23日(月)

◎ 開 議 の 宣 告 (午後 1時30分)

○委員長(原見正信) ただいまから産業民生常任委員会の会議を開きます。

吉村委員から欠席の旨の連絡がありましたので、出席委員は8名であります。

本日の所管事務調査は、社会福祉対策に関することのうち、第2期伊達市障がい者計画(案)及び第3期伊達市障がい福祉計画(案)についてと介護保険制度に関することのうち、伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業(第5期計画(素案))の以上2件であります。

最初に、第2期伊達市障がい者計画(案)及び第3期伊達市障がい福祉計画(案)についてを議題といたします。

この件につきまして説明を求めます。

○社会福祉課長(佐藤弓雄) それでは、私のほうから第2期の伊達市障がい者計画(案)及び第3期伊達市障がい福祉計画(案)について、お配りしております一枚物の資料だと思っておりますけれども、これに基づいて説明をさせていただきます。

障がい者施策に関する計画といたしまして策定しております伊達市障がい者計画、それから伊達市障がい福祉計画、これにつきましては両計画ともことしの3月末をもって計画期間が終了します。このことから次期計画を策定するものでございます。

このたび案がまとまりましたので、その概要について説明させていただきます。まず、第2期の伊達市障がい者計画(案)についてでございます。この計画は、障害者基本法を根拠といたしまして、障がい者のための施策に関する理念、目標など基本的な事項を定める計画でございます。計画期間は、開始が平成24年度、終了につきましては第六次総合計画に合わせまして平成30年度までの7年間としたところでございます。ただし、長期にわたりますことや、それから平成25年には障害者自立支援法にかわる障害者総合福祉法、これの施行が予定されていますことから、この計画につきましては平成26年度に見直しをする予定でございます。計画の内容につきましては、障がい者の自立と社会参加の促進による共生社会の実現、これを基本理念といたしまして、権利擁護初め、記載の9つの分野で施策を展開していくということでしてございます。計画書におきましては、32ページに基本理念、33ページに基本目標、34ページに基本理念と基本目標に係る9つの分野の分野ごとの施策の内容と展開について記載してございます。

それから、策定経過につきましては、計画書の55ページに記載してございますけれども、昨年の7月に計画の策定委員会を設置しまして、12月までに4回開催してございます。この間、12の障がい者団体との意見交換会を実施してございます。

それから、策定委員の構成につきましては、57ページに名簿を載せてございます。

それから、障がい者団体との意見交換会、ここでの要望や意見等につきましては58ページから63ページに載せてございます。

それで、現計画からの変更点でございますけれども、まず1点目は計画書の1ページから3ページにあります第1章の1、計画策定の背景でございますけれども、この中に現計画の策定後における国、それから道の動向について記述を追加してございます。

2点目は、7ページから10ページにございます第2章の1、伊達市障がい者施策の歩み、これにつきましても現計画策定後の動向について記述を追加してございます。

それから、11ページの障がい者団体や施設の歩み、これの一覧表につきましては、現行計画では障がい者別に記載しておりますけれども、これにつきましては障害者自立支援法に基づく障がい区分の一元化ということで、3障がいを区別せずに記載してございます。

それから、3点目、これにつきましては現行計画書の第2章の5に市内障がい者児の施設の現状について記載してございますけれども、これにつきましては自立支援法に基づく新体系に移行するというので、旧法の施設を記載していました同表は削除してございます。

それから、4点目は障がい者団体との意見交換会の結果、それからこれまでの市の取り組みなどの経過を踏まえまして、障がい者福祉の課題ということで30ページに記載をしてございます。

それから、5点目は障がい者の権利擁護など国や道の動向、それから策定委員会での意見を踏まえまして、33ページの基本目標に記載の3つの目標について、この記載順を変更してございます。現行計画で3番目であったお互いを尊重し合えるまちづくり、これを1番目としまして、現行計画で1番目、2番目であった地域で暮らすことができる体制づくり、それから自立への支援と社会参加の促進、これらについてそれぞれ1つずつ繰り下げてございます。

それから、このことに伴いまして34ページの施策の体系の表でございますけれども、これにつきましても記載の順位を変更してございまして、基本目標の項目に権利擁護という項目を加えてございます。施策の内容におきましては、虐待や差別の解消、これも加えてございます。さらに、基本目標の3の生活環境の欄、(3)の防災・防犯対策の推進、これにつきましては施策の展開として新たに福祉避難所の設置、これを追加してございます。

6点目は、5点目の変更に伴いまして、35ページ以降に記載しております各課が取り組むべき施策の展開の記載順位、これについても変更してございます。

以上が第2期伊達市障がい者計画（案）の概要でございます。

それでは次に、第3期伊達市障がい福祉計画（案）について説明させていただきますけれども、説明の前にちょっと訂正をお願いしたいと思います。計画書の3ページの表でございますけれども、3ページの表の右側のほうでございます。第3期伊達市障がい福祉計画の中の計画の内容の3番目に、「サービス必要量見込みとその確保策」、この中の(1)の②、入院中の精神障がい者の地域生活への移行、恐れ入りますけれども、これ削除をお願いしたいと思います。

それでは、説明をさせていただきます。この計画につきましては、障害者自立支援法、これを根拠としておりまして、先ほどの障がい者計画で定めた目標、これを達成するために数値目標などを設定するなど、障がい福祉サービスや地域生活支援事業、これの提供体制の確保に関する事項、これらを定めている計画でございます。計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3カ年としたところでございます。

計画の内容としましては、計画書の7ページから9ページにかけて記載してございますけれども、サービス必要量の見込みとその確保策ということで、1点目が福祉施設の入所者の地域生活への移行、2点目が福祉施設から一般就労への移行、この2つについて第1期、第2期計画における実績を踏まえた中で平成26年度末における目標値を設定してございます。

それから、策定経過につきましては、昨年8月から必要量の見込みを調査してまいりまして、12月に原案がまとまったというところでございます。

それで、現行計画の変更点でございますけれども、まず1つ目が計画書の15ページに記載してございますけれども、サービス必要量見込みとその確保策におけるサービス見込み量の算出結果に、改正された障害者自立支援法施行によりまして新たに障がい福祉サービスとなりました同行援護というサービスを追加して見込み量を設定してございます。

2点目は、30ページから31ページに記載してございますけれども、相談支援体制の強化、このために地域相談支援制度、これらが設けられましたことから、地域相談支援、それから計画相談支援という2つについて必要見込み量を設定してございます。

それから、3点目は現行計画で日中活動系サービスとなっております児童デイサービス、これにつきましては障がい児支援強化ということで、根拠法が自立支援法から児童福祉法に変更になりました。それに伴いまして自立支援法を根拠とするこの計画から除いております。

そのほか記載してございませんけれども、先ほど訂正をお願いいたしました入院中の精神障がい者の地域生活移行についての目標、これにつきましては後期計画においては国から示された基本指針というのがございまして、この中で市町村の計画では設定を要しないということでございましたので、この計画では設定をしてございません。この点を4つ目の変更点として追加させていただきたいと思っております。

以上が第3期伊達市障がい福祉計画（案）の概要でございます。

次に、今後の日程でございますけれども、この2つの計画案につきましては、本日の所管事務調査を経まして1月の27日から2月の27日までの1カ月、30日間ですか、パブリックコメントを行う予定でございます。その間2月の、今予定しておりますのは23日になろうかと思っておりますけれども、地域自立支援協議会という中で計画について説明をさせていただきと考えております。パブコメが終わった後、2月の29日には最終の策定委員会を開催する予定となっております。ここで最終取りまとめという形になろうかと思っております。それで、3月に入りまして決定計画となる運びでございます。

以上で第2期伊達市障がい者計画（案）及び第3期伊達市障がい福祉計画（案）についての説明を終わります。

○委員長（原見正信） ただいま説明のありましたこの件について質疑を願います。

○委員（菊地清一郎） 今分厚い資料の中の内容をかいつまんでざあっとご説明をいただいたのですが、この第2期伊達市障がい者計画、それから第3期伊達市障がい福祉計画、障がいのある方々への計画ということで似たような内容の部分も、バッティングする部分が結構あるなということ、ちょっと質問というか、そもそも今2つ、これは法律によって違う法律だから2つの内容が

出てきていると思うのですが、障害者基本法、これは第2期の障がい者計画、障害者自立支援法、これが福祉計画ということなのですから、例えば基本目標というのがあるのですが、これまず第3期のほうで5ページを見ていただいて、同時に第2期のほう、これは33ページ、これを見ますと基本目標は同じなのです。お互いを尊重し合えるまちづくり、地域で暮らすことのできる体制づくり、3つ目が自立への支援と社会参加の促進ということで計画の基本目標が実は2つとも同じなのです。であるならば、私本当にこれ見て感じたことは、やはり福祉計画ということでバッティングする内容が、余りにも似通った部分があるということで、これ1つに統合してもいいのかなという感じをちょっとまず最初に受けたのです。根拠法令は違うけれども、しかしながら基本目標が同じものをあえてこうやって2冊で、第3期とか第2期とか、こういう分ける必要性がまずあるかという本当の根っこの最初の部分の件なのですけれども、そういうふうになんか感じました。ですので、私は場合によってはこの辺今後1つに統合しまして、ただその中でも法律によって項目が違いますよというような書き方のほうがいいのではなかろうかというふうになんか感じています。基本目標は全く同じですから。

以上です、その件は。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） この計画につきましては、委員おっしゃったとおり、私も説明いたしましたとおり根拠法が違うということでそれぞれ計画を定めてございますけれども、まず障がい者計画のほうは言ってみれば基本計画という位置づけ、それから障がい福祉計画については実施計画という感じの位置づけになるかと思えます。そういった中で、目標についてはおのずと一致しているという形でとらえておりますので。ただ、来年度で障害者自立支援法がなくなって障害者総合福祉法ができるという中で、その辺の取り扱いがどうなるかちょっとまだ詳しいことはわかりませんので、委員さんのおっしゃる意見も踏まえまして、そういったことがあれば、新しい法の中でそういう位置づけになればそういう考えでいきたいと思っております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 根拠法が違いますので、それぞれご説明いただいたというところで、大体読めば計画のほうは理解をできるかなと思っております。お聞きをしたいところは、意見交換会が何回も各団体ごとに設置されて、後段の部分、58ページ以降に結構興味深い議事録が掲載をされています。それぞれの団体とこのように要望を確認するというところは非常によかったなと思っておりますが、1つ、この回復者クラブハッピーサークルという団体、これはどんな団体なのでしょうか。ちょっと私これ知らなかったのので、教えてください。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） ハッピーサークルにつきましては、精神障がい者の方々自身の社会復帰のための回復者クラブという形で構成されてございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 精神障がい者の方ということで、そうすると、もともとかしわ会のほうにも所属していた方なのでしょうか。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） 全員がかしわ会からの人ではありませんので、中にはそういう方もいるということでございます。決して分かれて出てきたということではございません。

以上です。

○委員（小久保重孝） わかりました。それで、この意見交換で出てきているいろいろな要望等の取り扱いをどのようにされるのかというところがあると思うのです。もちろん議会としてもこの中でポイントを当てて質問をしながら組み立てていくというところも出てくるかもしれませんが、大きなところのまとめは前段の部分で出てきていたので、大体のまとめはなされているのかなと思うのですが、例えばかしわ会さんなんか市の簡単な業務の下請のような仕事はないものかですとか、障がい者が気軽に集える場所の提供を求めるですとか、こういったところでちょっとそのまま見過ごすことができないのですけれども、その意見交換の場ではどのような答弁といたしますか、お答えをなされているのかということと、庁内としてはこれをどのように解決していくというような考え方でいるのか、その辺についてお伺いします。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） 意見交換会で出されました要望などについては、できるものは当然関係各課のほうにお話を、こういう要望があったということでお話をして、すぐに取り組めるものは取り組んでいくというような形になろうかと思えます。ただ、なかなか雇用だとか、中には意見交換会の中でこれらについては市役所内部での雇用だとか、そういう話も出ましたので、それについてはその場ですぐいいです、悪いですということにはなかなかいきませんので、関係部局等で調整なんか必要なものもありますので、そういうことではお答えしてございますけれども、当然ながらそういうことも考えていかなければいけないということでは考えてございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 簡単な問題ではありませんから、即答もできないでしょうし、まず聞き置くところが精いっぱいなのかなと思います。ただ、やっぱり市というところの部分が3カ所ですか、市のほうで簡単な、単純な作業というものが無いのかというところの声が多いように思いますので、これはやっぱり内部の問題ですから、一度市長も含めて検討をぜひお願いしたいなと思っております。

また、民間のほうでいいますと、就労の場をということではいろいろとアプローチはあるようですが、実際はご承知のとおり大変厳しい経営環境の中で、雇用したくてもなかなかそこまでいかないというケースも多いのです。ただ、それでも何とかこの計画をつくる中で就労の場というものを作っていかねばならないと。そうすると、当然それを各団体に任せておくというわけにもいかないし、市としてもその辺の後押しをしなければならぬというふうにするのですが、民間に向けての就労の場の提供ということ具体的にはどのようにこの計画を踏まえて今考えていることがあれば教えていただきたいなと思います。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） 委員ご指摘のとおり、こういう経済情勢の中で民間でそういった障がいのある方を雇用していただくというのはなかなか難しい現状にあるかと思えます。ただ、今伊達にある職親会などとの連携といたしますか、お願いといたしますか、そういうことを強めていながら、先ほど申しました市内部での雇用なんかも含めましてそういう面で推進を図っていきたいなということで考えてございます。

以上です。

○委員（吉野英雄） 第2期計画のほうの30ページに障がい者福祉の課題について述べられております。その中の2と4についてちょっとお伺いをしたいなと思っております。

相談支援体制の充実が（2）のところで書かれておまして、特に障がい者自身が高齢化したり家族が高齢化したりというようなことで、権利の擁護や、いわゆる成年後見人ですか、これの確保が課題になってくるのではないかというふうに言われておまして、この辺については具体的にこれまで成年後見人を障がい者の関係で確保していつている実態としてはあるのかということが1点です。今後の進め方はどのようにしていく考えなのか。

それから、4点目の災害時の対応策については、こちらのほうの施策の体系のほうで今回福祉避難所の設置の項目が追加されまして、私どもこれは求めてきたところですし、多くの議員の方からも一般質問などで提起をされている問題です。災害発生時の際に高齢者ばかりではなく、特に障がいを持っていらっしゃる方々の避難をどうするのかというようなことですか、それを受け入れてもらえる先をしっかりと確保しておくというようなことが今後課題になってくるだろうというふうに思います。福祉避難所の場合には、いろいろな関係する機関との調整ですとか、そういうのが必要になってくると思いますが、その辺についてはこれから進められるのか、今まであったものをもっと充実させていくという計画なのか、これから着手していくというようなことになっていくのか、その辺については進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

○障がい者福祉係長（佐々木 剛） 相談支援体制の充実の部分についてお答えいたします。

成年後見制度の部分の活用については、次年度、ことしの4月から後見制度の活用という部分で、今の相談支援の部分に新たに障がい者の後見制度について実際の市のサービスの提供が必要、提供しなければ制度を利用することが困難な場合に、そういった方が障がい者の中にいれば活用できるような形で体制を整えていくということで考えております。

○社会福祉課長（佐藤弓雄） 私のほうから災害時の対応策ということで、福祉避難所のことについてお答えを申し上げます。

福祉避難所の進捗状況につきましては、現在これといってまだ手はついてございませんけれども、23年度中にはどういった方々をそういう新たに設置する福祉避難所に収容していくのかだとかという、その対象者の把握をまず先にやりたいということで、24年度にずれ込むかもしれませんが、24年度中にはどういった施設を指定していくのかだとか、スタッフはどうするのかだとか、機器はどうするのかだとかという検討を災害支援を担当する自治防災も含めまして、それから高齢者担当の高齢福祉課、社会福祉課、関係各課で協議をしながら進めていきたいといったところでございまして、現状ではまだ具体的にことかだれとかということにはなってございません。

以上です。

○委員（吉野英雄） いずれも新たに取り組みを強化していかなければならない部分だと思われて、特に成年後見人の関係は、指定をしても裁判所の関係ですとか、そういうような決定ですとか、そういったことが必要になってきますので、立ち上げたとしてもなかなかすんなりいかないという部分もありますから。そしてまた、この成年後見人をめぐってのトラブルというのも耳にしておまして、慎重に、かつ確実に進めていかななくてはならない事業だと思っておりますので、ぜひともよろし

くお願いをしたいなというふうに思います。

それから、福祉避難所の関係ですけれども、これもまだこれから、具体的には庁内の調整ですとかも進めつつ、横の連携も当然必要になってきますから、そういう形で進めていくということですので、これも進捗状況を私どもも見守っていききたいなというふうに思います。ただ、災害に関することですので、そう長い期間かけてやっていくというわけにもいかないでしょうから、ぜひとも庁内での調整を早急に、速やかに立ち上げて調整を図っていただきたいということだけとりあえずこの場所では要望しておきます。

以上で終わります。

○委員（嶋崎富勝） この際、勉強会みたいな形の常任委員会ですから、考え方を含めてちょっとお聞きしたいのですが、実はいわゆる身体障がい者の定義づけというのですか、今回それぞれの法律が違うからという部分の分け方を含めての当然計画なのですけれども、いわゆる障がい者の定義づけというのは非常に難しい部分、難しいというのですか、率直に言いまして介護保険にかかわる部分の身体障がい者というのは相当あると思うのです。例えば介護認定が4とか5になればほとんど寝たきりとか、車いすがなかったら移動できないとか、そんな部分は当然身体障がいという形になると思うのですが、例えば介護保険も、さっきの法律が違うからという部分なのですけれども、障がい者計画ということになれば、その辺も含めた計画になるべきではないのかなと思って今この部分をちょっと聞いたのですが、この関係について、介護保険法により適用する部分だから介護認定4だとか5とかという部分というのは考えていらっしゃるのか、いわゆる国も含めて違った位置づけをされているのか、そのことを含めて、いわゆる現実と今回の計画の中身を含めて、そのことも含めて加味されていたのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○福祉部長（三戸部春信） 確かに介護認定の4とか5とか、そういう身体状況であれば当然身体障がい者のほうの等級にも該当するような身体状況だと思います。それで、基本的には介護保険のサービスが優先されます。介護サービスを適用して、なおかつ介護保険でいうサービス量が足りないときは障がい福祉サービスを上乘せだったり横出ししたりすることはあるのですけれども、制度的には介護保険が優先ということで介護サービスがまずは提供されることになります。

それと、障がい者の定義というのは、それぞれ身体障害者福祉法ですとか、そういうところでそれぞれ規定はあります。介護保険の認定を受けていまして障がい等級にも当たる方はいらっしゃるのかもしれませんが、介護保険サービスだけでおさまっているというか、障がい者サービスを必要としない方は適用申請されない方もいらっしゃると思いますけれども、介護保険サービスだけで足りない場合、そういう場合は申請を促して障がい者福祉サービスの提供もできるような、そんな取り組みを現実的にはしております。

○委員（嶋崎富勝） その辺は、私冒頭に言いましたとおり法的に、いわゆる介護保険が適用される身体障がいのある方、先ほど言った介護度4、5なら当然身体障がいなわけです。それは、あくまでもサービスの話であって、サービスについてはそれぞれ介護保険にかかわる部分の身体障がい、これは介護保険で当然サービスを受けるべきだというふうにやっぱり区別をしなければいけないのかなと思って、それは十分理解するのです。ただ、今ほど吉野委員からもありましたとおり、

災害時の、いわゆるこれからの課題の問題を含めてたまたまありましたものですから、いわゆる災害時の対応策の関係だとか、これ当然やっぱりそんな方々も、これはサービスとまた違うのです。その辺を例えば今回は多分されていないのだろうなと思ってはいます。例えば意見を聞く、介護保険にかかわるような部分のいろんな計画にかかわった部分、団体含めてありますよね。その辺は、今回はそういった意見は聴取はしていなかったのですか。

○福祉部長（三戸部春信） 関係団体ということで、資料のほうについては12団体ですか、そこしか意見交換はしていないのですけれども、ちょっと福祉避難所のお話があったので、そこちょっと触れたいと思うのですけれども、福祉避難所は身体障がいとか、そういう障がい者だけでなく、いわゆる災害弱者といえますか、高齢者の方も入りますし、あとは妊婦の方とか病弱の方とか、いろんなそういう災害弱者と言われる方が一時避難していただく場所として福祉避難所を検討していきたいと思っています。

それと、高齢者関係の団体とかも福祉部で所管していますから、いろんなお話はお聞きしていますけれども、この計画の中としては、障がい者計画ですとか障がい福祉計画、これと直接リンクする部分があれば別ですけれども、直接リンクする部分がないものですから、今回は改めてそういう幅広い団体との意見交換ということはいたさなかつたということです。

○委員（嶋崎富勝） ぜひやっぱり今言った、実態としては当然介護保険にかかわる部分の障がい者は確実にいることはいるのです。私も決して意地悪な質問をしているわけではないのですが、どうも行政側で把握しているというのは、身体障がい者はいわゆる障害者手帳を持っている、発行の部分で、今回資料もあるのですが、それである意味では障がい者を実態把握する、一番確実ですけれども、これ以外やっぱり私は障がい者というのはあるのだと。今言った介護保険にかかわる部分の寝たきりとか車いす、介護保険にかかわる部分のこういった障がいのある方もいるということも、やっぱり今後計画の中身を含めて入れるのであれば当然こういったことも、国の法律の中でそれぞれ法律が違うわけですから、それわかるのですが、伊達市の計画をつくる段階では、やっぱり時代がこういう時代に、介護保険が適用される人数がどんどんふえてくるわけですから、そんなことも今後の計画の中にはいわゆるその辺のリンクする部分をきちんと、これ計画ですから、その中に入れるべきだというふうに私は思って今お聞きしたわけなのですが、そのことでもし考えがあれば、出していただければ。

○福祉部長（三戸部春信） おっしゃることも非常に意味はわかります。基本理念とか、施策展開の中ではかなりダブっている部分もあると思っていますのですけれども、その辺は決してそういう手帳とか、申請主義なところもあるのですけれども、ここでいう身体障がい者に該当する人だけではなくて、これから不幸にしてそういう対象者になる方、あとご家族の方も含めて、そういうための計画ですから、決して狭く対象者を限定しているという覚えはないのですけれども、制度でそれぞれあるものですから、すべて全体のものというとなかなか難しいところも正直あるのですけれども、考え方としては幅広い考え方で対応していきたいと思っております。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

次に、伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期計画（素案））を議題といたします。

この件につきまして説明を求めます。

○高齢福祉課長（阿部政浩） それでは、伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画第5期計画の素案についてご説明いたします。

まず、1ページになりますけれども、第1章、計画策定の趣旨等ということで、計画の策定の趣旨を記入しております。本市における人口も近年減少傾向にはございますけれども、高齢者の人口が増加しております。ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、あと認知症高齢者の増加も見込まれますことから、住みなれた地域で自立した日常生活を営むための方策が必要となっておりまして、そのために国の指針によります医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を推進し、高齢者が生き生きと暮らせるよう目標を設定し、施策を展開していくところでございます。

本計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画の2つの計画を一体的に取り扱うものでございます。

第2、計画の期間でございますけれども、平成24年4月から平成27年3月までの3年間とし、3年ごとに見直しを行ってまいります。

第3、計画作成体制及び点検ということで、計画の作成に当たりましては市民や施設、事業所のアンケート調査等を行いまして、伊達市介護保険事業計画等策定検討会議、庁内会議でございますけれども、そこで原案を作成しまして、伊達市介護保険条例第2条に基づきます伊達市介護保険等運営協議会でご審議をいただいているところでございます。また、伊達市市民参加条例に基づく市民意見の公募、パブリックコメントですけれども、これにつきましてはこの会議が終わりまして1月の25日からパブリックコメントを開催して市民の意見をお伺いする形で考えてございます。

次に、2ページでございます。第2章、高齢者の状況ということで2ページから3ページに記入してございます。高齢者の人口につきましては、65歳以上でございますけれども、平成26年度で推計としまして1万1,790名ということで、21年度比較でいきますと972名増という形です。高齢者率も32.7%という計画になっております。ちなみに、全道でいきますと、全道はこの前新聞等ございましたけれども、28.5%という形で計画されているところでございます。

2番目、被保険者等の推移及び見込み、これにつきましては65歳以上の人口と同じような推移という形になっております。

続きまして、3ページ目、要介護認定者数、これにつきましては当然高齢者の人口がふえますと認定のほうも同じようにふえていく形になります。26年度は、認定者数1,968名ということで、21年比較で251人増という形で推計しているところでございます。

続きまして、4ページ目、第3章、日常生活圏域ということで、日常生活圏域設定の考え方ですけれども、これにつきましては第3期計画以降、住みなれた地域において介護サービスが行き届かないところに地域密着型サービスを提供し、介護空白地を解消することを目的としまして日常生活

圏域を設定してございます。第3期以降と同様に4地区、黄金稀府東地区と市街中央圏域、長和有珠圏域と大滝圏域という形で4圏域を設定したところでございます。4圏域の主な施設整備の状況につきましては、下の(1)から(4)まで記入してございます。

第3、第5期計画における日常生活圏域のサービスの考え方でございますけれども、日常生活圏域の基盤整備は、第4期計画期間中の介護つき有料老人ホーム等の整備により進んでございますけれども、各施設の申し込み人数が多く、待機待ちの方が結構ふえていることから、その対策としまして、第5期計画においては地域密着型サービスの介護老人福祉施設、小規模の特養になりますけれども、1カ所、定員が29名と認知症対応型共同生活介護、これは認知症高齢者のグループホームになりますけれども、1カ所、2ユニット、定員は18名の整備を見込むこととしております。

続きまして、5ページ目、第4章、施策の基本的な方向ということで、基本理念としましては住みなれた地域で健やかに安心して自分らしく生活できる地域づくりという形で基本理念を設けてございます。

次に、計画の重点ということで、先ほどもちょっと出ておりました地域包括ケアシステムの推進としまして、高齢者ができる限り住みなれた地域でその有する能力に応じ、日常生活を営めるように、高齢者のニーズに応じて5つのサービス、下の図のイメージなのですが、を切れ目なく提供する仕組みづくりを行います。平成24年度の市営住宅駅前団地の整備に合わせ、周辺地域をモデル地区とした高齢者の見守り事業の中で地域包括ケアシステムの考え方を取り入れて実施してまいりたいと考えてございます。

6ページ、施策の体系、これにつきましては以下のとおりとなっております。

続きまして、7ページ目、施策の展開という形です。7ページから15ページまで施策の展開、主な事業が書かれておまして、主な事業だけちょっとご説明いたします。まず、9ページ目になります。9ページ目の上から2つ目の黒印ですけれども、高齢者等緊急通報サービス事業という形で、緊急通報用電話機などを貸与しまして、重病の緊急時に利用者が電話やワンタッチのペンダントで通報することによって救急車の出動を依頼するなど不測の事態を未然に防ぐという形で、これにつきましても22年度実績でいきますと182名という形でございます。引き続き実施してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、その次の次になりますけれども、高齢者向け住宅の整備でございます。これにつきましては、先ほどの重点のところでもお触れしましたけれども、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が安心して暮らせるようなバリアフリー化をした緊急通報装置を備え、さらに安否確認や生活相談、緊急時対応を行うLSA、生活援助員ということになりますけれども、を配置しまして、市営住宅、シルバーハウジングの整備を行いますということで、駅前団地の整備を行うところでございます。

続きまして、10ページの一番上になりますけれども、経費老人ホーム、ケアハウスですけれども、これにつきましては従来100定員という形で、伊達ぶらいむ館50名と北湯沢のケアハウスクアリゾート453が50名という形になっておりますけれども、平成24年から150という形で、これにつきましては舟岡の聖ヶ丘に隣接しまして、ケアハウスセントヒルズというのを今建設中でございまして、

ことしの4月から開業という形で聞いております。それに基づく定数を50名増してございます。

続きまして、次の有料老人ホームでございますけれども、これにつきましては22年度まではチエロ口だて、舟岡にあります介護つきの有料老人ホームになりますけれども、チエロ口だてもございまして、23年度からそのチエロ口だてと、あと駅前につくられました、今年度6月にできておりますさらさ伊達の数字を見込んだ数字で86定員という形になっております。

続きまして、その次です。救急医療情報キット（安心キット）配付事業でございますけれども、これにつきましても今現在900以上の利用者がございまして、これも次年度以降引き続き対応していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、11ページの上から2番目です。食の自立支援事業ですけれども、これにつきましても虚弱などによりまして調理が困難な在宅のひとり暮らしの方や低栄養状態の予防、改善が必要な方等を対象に配食サービスにより在宅生活の支援を行っていくという形で、これも引き続き行っていきたいというふうに考えております。

続きまして、13ページ目、一番下の欄でございます。認知症高齢者を支える地域ネットワークの推進という形で、これにつきましては伊達赤十字病院が平成22年10月から認知症疾患医療センターという形で指定されました。医療機関及び地域包括支援センターと連携をしながら認知症高齢者をサポートするネットワークを構築して推進していくという形で考えてございます。

続きまして、15ページ、一番上になります。地域包括ケアシステム整備のうちの1つ目ですけれども、L S A、生活援助員による地域見守りの実態ということで、先ほどもちょっとご説明しておりますけれども、地域包括ケアシステムの先進的な取り組みとしまして、高齢者が住みなれた地域で安心して末永く暮らせるように市営住宅駅前団地の周辺地域をモデル地区としたシルバーハウジングのL S Aによる地域見守り事業を展開してまいりたいというふうに考えてございます。

次ですけれども、事業者協力による高齢者等見守り活動（もしかしてネット）の推進、これにつきましては平成23年、去年の8月末にこのもしかしてネットというのを開設いたしまして、協力していただける事業所さんに対しまして協定を結びました。全部で当初は62事業者ございました。その中で、高齢者の異変や行方不明の方の搜索に早期に対応できるように事業を行っているところでございます。今後は、一般市民の方にも協力の輪を広げ、地域の高齢者の見守り体制の充実を図っていきたいというふうに考えております。

続きまして、16ページ目です。第6章、介護保険サービスの推計という形です。第1、基本的な考え方ですけれども、これにつきましても先ほどちょっと簡単に触れておりますけれども、第5期計画の介護保険サービスの推計につきましては、第4期計画期間の実績を踏まえ、必要なサービスを見込みながら被保険者のサービスの利用が損なわれることのないように推計いたしました。特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームの待機者が多くなっていることから、新たに地域密着型介護老人福祉施設1カ所、特別養護老人ホーム定員29名と認知症対応型共同生活介護1カ所、認知症高齢者グループホーム定員18名の整備をそれぞれ平成25年度開設で計画をしたところでございます。

第2、介護給付の見込みという形で、居宅サービスと地域密着サービスがございまして、16ページ

の居宅サービスの主なところ、10番目になりますけれども、特定施設入居者生活介護、これにつきましては23年から24年に大幅にふえてございます。これは、先ほどご説明しました舟岡のケアハウスセントヒルズが4月から開設という形でふえている分と、あと有料老人ホームの分も若干含まれているところでございます。

17ページの上の地域密着型サービスでございます。これの2番目、平成24年度から平成25年度、若干延びてございますけれども、これにつきましては認知症高齢者グループホーム定員18名を25年から計画するというでふやしてございます。また、3番目の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、これも同じように小規模特養につきましては定員29名分を25年から新規に計画したところでございます。

第3の予防給付の見込みにつきましても、同じく10番目です。数的にはふえてございます。これもケアハウス関係でふえているところでございます。

18ページ、第4、地域支援事業の見込みでございます。これにつきましては、介護予防を目的とした地域支援事業として高齢者に対し、さまざまな施策を実施するとともに、包括的支援事業として地域包括センターによる介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援・権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業を実施してまいります。なお、保険者の判断により地域支援事業の中で実施する介護予防・日常生活支援総合事業については、国の動向を見ながら利用者ニーズに応じたサービスの提供ができるのかどうかを慎重に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、19ページに第5、第1号被保険者の保険料率の推計という形です。平成24年度から26年度までの総給付費を16ページから18ページの推計による見込み量をベースにしまして、国で示された介護報酬改定1.2%引き上げを見込み、推計をしたところでございます。1番の総給付費の3年間の合計につきましては、20ページ上段の表のAというところになりますけれども、標準給付見込額という形で88億3,471万5,000円という形で見込んでおります。

また、2番目、地域支援事業費につきましては2億124万4,000円という形で見込んでおります。

3番目、第1号被保険者数、これにつきましても現在の段階別構成率から各段階の人数を推計いたしました。また、介護保険制度の改正に伴いまして、現在の7段階から8段階に変更となっております。新しく新第3段階というのができまして、それも人数構成を分けまして算出したところでございます。一番下のCというところの補正後被保険者数3万2,946円が保険料の基礎データ、数字という形になります。

4番目、調整交付金見込額、これにつきましても財政調整交付金については、高齢化率の上昇や保険料段階の改正に伴う補正分を勘案し、下表のとおり見込みました。これは、一般的には5%が調整交付金という形になりまして、Eに出ております4億4,173万6,000円、これが5%分です。伊達市の場合は、そういう補正等ございまして、6.83%調整交付金という形で来る予定でございます。トータルが6億341万4,000円、この差し引き分、約1億6,000万ほどございますけれども、これについては保険料が軽減される要素の一つというふうに考えられます。

続きまして、21ページでございます。財政安定化基金拠出金、これにつきましては北海道の基金

保有状況から判断して、今回は見込まないことといたしました。

6番目、財政安定化基金取り崩し交付金、これにつきましては北海道の基金でございます、国と道と市が3分の1ずつ積み立てているものでございます。介護保険法の改正によりまして基金を取り崩すことができるようになりました。介護保険を抑制するために道のほうで一部を残して取り崩すという形になりまして、伊達市のほうには2,753万6,000円ほど取り崩すという形で道から示されたところでございます。

7番目、介護給付費準備基金繰入金、これにつきましては市の基金でございます。残高につきましては、平成23年3月末現在で約3億1,000万ほどございます。ただし、まだ23年度終わってございません。幾らかちょっと今後取り崩す形になるとは思いますが、そこら辺介護保険料を抑制するために基金の保有状況、あと基金の取り崩しの推移等をにらみながら下記のとおり取り崩すことといたしました。約半分、1億5,000万を保険料を軽減する形で取り崩す形で計画しております。

続きまして、8番、保険料収納必要額という形で、第1号被保険者の割合が20%から21%と変更になったこと等も踏まえまして、以下のとおりとなっております。

9番、第1号被保険者保険料ですけれども、これにつきましては下の点線書きのところの算出方式に基づきまして数字を当てはめまして算出いたします。その結果、基準額は年額で4万8,700円、月額で4,058円という形になったところでございます。第4期との比較を申し上げますと、第4期は年額4万5,000円、3,700円アップ、パーセントでいきますと8.2%アップという形になります。月額でいきますと月額3,750円で、月額308円アップという形になってございます。この基準額に基づきまして22ページ、所得段階別保険料額というのを算出いたします。先ほども申し上げましたとおり、現在の第3段階を新第3段階と第3段階に区分しまして、新第3段階は非課税世帯で本人の所得と年金の合計額が120万円以下の方といたしまして、料率、率ですけれども、現在の0.75から0.70という形で軽減したところでございます。また、前回の4期と変わったところですが、5段階、6段階に190万円未満、190万円以上という形で数字が出ておりますけれども、第4期のときは200万という形になっておりまして、これも国の改定によりまして基準所得金額が変更になったことによりまして変更したところでございます。

以上でご説明を終わります。

○委員長（原見正信） ただいま説明のありましたこの件について質疑を願います。

○委員（吉野英雄） 大変詳しい説明で、ありがとうございます。一番市民の、あるいは被保険者の関心のあるところは介護保険料がどの程度になるのかというところではないかなと思います。国の試算でいきますと最初5,000円を超えるのではないかなというようなことがありまして、高齢者の方の負担をこれ以上、平均で5,000円台にするというのは大変だということで、国のほうでいろいろ軽減策に使えるものとしていろいろ施策が出されておまして、今回それを取り込んだ形での保険料抑制のための施策だと思います。それで、ちなみにですけれども、今回の21ページにあります6、7、こういったものを行わなかった場合について市の試算というのがされておりましたらお知らせください。

○高齢福祉課長（阿部政浩） ご説明いたします。

まず、6番、2,753万6,000円が基金として入らなかったということで計算しましたところ、年額で860円ほど高くなります。月額でいきますと72円ほど増額という形になります。あと、7番目、準備基金繰入金、1億5,000万を繰り入れをしなかったという形になりますと、年額4,689円ほど影響がございまして、月額で391円ほどという形になるところでございまして。

○委員（吉野英雄） ありがとうございます。それで、介護給付費準備基金については約半分残して、これはこの後の第6期のほうへまたいろいろ考えていくためのあれとして残しているのかなと思うのですが、これ準備基金については毎年一定程度保険料で余った分といいますか、計画とある程度差が出てきたものを基金として積み立てていくという形になるかと思うのですが、今回介護保険料抑制に使って、この後、24年度以降この基金については残った1億5,000万からまた積み足していけるようなことになるのかどうか、この辺はどうなのでしょう。どのような計画になっているのでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 基金の状況でございましてけれども、まず先ほど申し上げました3億1,000万というのが去年の3月末現在の数字でございまして。ことし1年事業を展開してございまして、まだちょっと3カ月ほどございまして、どの程度になるかというのはちょっとはつきりわからないところでございましてけれども、予算ベースでいきますと約3,000万少しは取り崩すという形で予算ベースではなっております。そういう形で取り崩した形になりますと、2億台に落ちる形になると思います。それから1億5,000万を費やして事業を展開していく形になります。給付費がうちの計画以上に伸びるようなことがあれば取り崩すことも今後あると思いますけれども、あと一応25年から開設という形で施設を見込んでございましてけれども、施設の開設時期によっても結構事業量というか、給付費の額が変わってくるところでございまして。予定でいきますと、3年間トータルでやっているものですから、一般的には初年度とか2年目は余り取り崩すということはないのかもしませんけれども、施設ができて後半のほうに来ると一般的には基金を取り崩してやっていくような形になると思います。そういうこともございまして、先ほど委員さんのほうもおっしゃられましたけれども、基金の残高は少し残っている形になりますけれども、いろいろ、まず今年度、23年度の取り崩し額がまだはつきりしていないという状況と、あと第5期計画の中で施設の進捗状況や在宅の給付費の関係等々事業が早く進むような形になれば、その1億5,000万以上の基金を取り崩して調整していかないとだめなような形になるのではないかなというふうに考えております。

○委員（吉野英雄） 説明はわかりました。それで、私は3億円あるから3億全部取り崩せと言っているわけではないです。準備基金として残しながら、事業年度計画、3年間の計画の中で、いわゆる次期の介護保険計画に向けて準備基金をまた積み立てていくという必要があるのだと思うのです。また介護保険料がどうなっていくかということがありますから。ですから、積み増していくような計画になっていかないといけないのではないかなというふうに思うので、ちょっと質疑をさせていただきます。

あと、さまざまな地域で介護保険に関してはいろんな取り組みがされておまして、伊達もさまざまな要請、いわゆる市民のサポーター養成だとか、そういうのを取り組んでおります。やはり認

知症ですとか介護にかかわっては、家族のほうのスキルアップといえますか、認知症ですとか介護に対する、いわゆるどういふふうに対応したらいいのかとか、そういったことについて学習していくといえますか、そういった言い方はちょっと失礼かもしれませんが、そういったものを講座として開いていくようなことも必要になってくると思うのです。それに対しては、またその講座を開くための講師の方への謝礼だとか、そういうことも考えていくとそういった予算も組まなければいけないという問題もあると思いますが、先日視察してきたところの取り組みですと、介護施設のほうと連携してそういったものを取り組んでいるとかというようなことがありました。当然伊達でもやられているのかなと思うのですが、そういったものをもっともっと充実させていく必要があるのではないのかなというふうに思っております、その辺の取り組みについてはこの計画の中では充実を図っていただくか、そういった方向性というのは第5期の事業計画の中では、これは介護と高齢福祉のほうでやらなければいけない部分と、介護事業だけではなくて、そういう部分で別なところで取り組むところも必要になってくるかと思うのですが、この辺については何か取り組みを計画されておりますでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

認知症に伴います家族等を含めた中の取り組みという形だと思いますけれども、今現在、あと計画の中では、13ページになりますけれども、認知症の知識の普及という形で講演会等を開催したり、あと認知症のサポート養成講座、これにつきましては平成22年度に約325人の参加がございました。そういうサポート養成講座を引き続き行っていくという形と、あと認知症介護者の集いという形で、これは家族の方にお集まりいただきまして、いろいろ困っていることとか家族同士情報交換をしたり、そういう形を毎月1回でございますけれども、保健師さんが入りまして事業を行っているところでございます。

また、先ほども説明、一番下です。認知症高齢者を支える地域ネットワークの推進という形で、今度伊達赤十字病院と地域包括センターと伊達市も含まれた形で連携をとっていこうという形で、去年1度会議等を開催しまして、まず認知症についての市民へのPRというか、そういうものが必要であるということで、ことしの2月なのですけれども、伊達赤十字病院の先生を講師という形で、あと包括センターとうちの職員が講演会の中でお話をしていくという形で計画しているところでございます。

あと、委員さんがおっしゃられましたように、他地区、ほかの地域でいろいろ事業展開をしているというお話でございますので、そこら辺は今後いろいろ参考になるものを調べまして、うちに合った何かいい事業展開ができないかを模索しながら今後考えていきたいと考えております。

○委員（吉野英雄） ほかの委員の方もいろいろ聞きたいことがあると思いますが、最後に1点だけ、4ページに書かれている日常生活圏域の設定の仕方なのですけれども、これは前々からこういう設定だと思うのですけれども、特に（1）の黄金稀府東圏域については、今までも東連合自治会の区域を全部この黄金稀府と一くりにすることについてどうなのかなと私も考えているところがあるのです。特に舟岡ですとか弄月、ああいったところはかなり人口もふえていますし、ここを一くりに黄金稀府とやるということはどうなのかなというふうに考えていまして、これ今すぐどう

だ、こうだということはないのですけれども、やっぱりちょっと考えていかななくてはいけないことなのではないのかなというふうに思っております、この辺についてはいかがでしょうか。

○福祉部長（三戸部春信） 確かに面積的にもかなり広い地域になると思います。それで、これは平成18年にそういう日常生活圏域という考え方を取り入れまして、介護保険法がそういう位置づけをしていますけれども、このときにはたしか中学校区、そんなような考え方が基本だったと思います。それで、そういう考え方からいくとちょっと広いのかなという思いはしていますけれども。今回小規模の特養とか、そういう取り組みも進めるのですけれども、そういう日常生活圏域を設定したときの小規模多機能ですとか、そういうサービス事業というのは実は伊達ではなかなか事業展開が難しいということもあって、こういうちょっと広めの圏域設定のほうが、今のところそういう実務的な支障がないといえますか、そういう面もあります。それで、これはそういうより地域に密着したサービスとか、そういう展開を考えるとちょっと広過ぎるから見直さなければいけないかなという、そういう考え方で今後進めていければと思います。

○委員（小久保重孝） 15ページの家族介護支援事業の充実のところですが、平成26年に向けてもちろん数字はふえていくというふうな計画ですけれども、21年は非常に多くて22年は非常に少ないという感じで、この辺はやり方の問題だったのでしょうか。この辺は、どうしてこんな違いが出てきたのでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

家族介護教室の開催という形で、平成21年度が154名で、平成22年以降が43名という形になってございますけれども、これにつきましては平成21年度に講演会という形で、講演会の内容が心を元気にするカラーセラピーという内容でやったそうです。これに家族介護の方以外に老人クラブの方とか、歩む会の方とかがたくさん出席していただきまして、それで154名という人数になったところでございます。23年につきましては、そういうちょっと講演会形式はとらないで教室形式で行ったということで人数的には少なくなっているところでございます。

○委員（小久保重孝） わかりました。講演という形でその他の方も多く参加をされたということなのですが、この数字と今の話で聞くと、ある意味教室型でそれは否定するものではないのですが、その中身によってはやっぱりもっともっと参加者を募れるのかなということを感じさせるのです。例えば産業民生常任委員会も昨年八尾市を訪問しました。大阪の八尾市です。先ほど同僚議員もそのことを含めているのかなと思っておりましたけれども、介護予防の教室や家族介護の教室というのが充実をしていて、これは地域包括支援センターのほうに委託をする中で人口規模が8倍ぐらい違いますので、ちょっと数字を単純に比較はできないのですけれども、少なくともその数字、ボリュームでの比較でいえば、当市も年間100から120名ぐらいの参加があっただけかという感じをしております。特にこれから、恐らく施設介護というよりも在宅介護のほうにシフトしていく中では、この事業、家族介護に伴う教室とか予防介護の事業の重要性というのは非常に高まってくわけて、ですから従来のやり方を見直す中でどンドンふやしていくと、要するに参加者もふやしていくって中身も充実したものにしていくということがちょっとうかがえたらよかったなと思ったのですが、ちょっとそれがここから見えないのです。その辺について、もし今の部分で家族介護、予

防介護のことについて何か一工夫加えていくようなことを考えているかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

この家族介護教室関係は、社会福祉協議会の方に委託をして行っている事業でございます。当然委託ですので、伊達市主体という形で考えてございますので、今後は社会福祉協議会との協議をしながら、やはり先ほどもちょっと申し上げましたけれども、ほかの市のよい事業とかを取り入れた形で事業展開をしていければなというふうに考えてございます。

○委員（小久保重孝） 委託事業ということですが、他市の事例を参考にしてぜひよりよいものにしていただきたいと思いますし、新しい体育館もできますので、体育館をそういう場所を使うことは難しいかもしれませんが、せっかくいいスポーツジムの施設もあるようですから、そういったものも活用しながら何かプログラムを組んでくださる方を募集するのですとか、そういったところもぜひ検討していただきたいなと思います。

スポーツジム型の介護施設というのが最近室蘭でできていました。これは、札幌でも随分出てきているのですが、その施設は聞くところによると伊達の経営者の方が事業者だということで聞いておりますので、将来的には伊達にも同じようなスポーツジム型の介護施設も出てくるのかなと思っておりますが、その辺についての予定というのは何かお聞きになっておられるのでしょうか。

○福祉部長（三戸部春信） 今初めて聞きまして、そういう事業意欲、伊達でそういう事業を展開するとかという事業意欲を示していただければ、いろいろ話し合っただけで何かそういう介護予防とかつながるようなものができればなと思います。

○委員（小久保重孝） 経営で行いますから、必ずしも伊達ぐらいの規模でやれるのかどうかちょっとわかりませんが、こういうやり方もあるのだなということを改めて感じたところです。いわゆる福祉施設ということではなくて、スポーツジムによる介護予防というのですか、また介護認定された方も通って歩行訓練とか、リハビリの一部を行っているということでございますので、そういったことも介護給付の中で認められているということですから、ある面施設がいっぱいになっていく中ではそういった選択肢も出てくるのかなと思っております。また、それを見るにつけ、思うところは予防の部分でもっともっと工夫がいろいろとできるのではないかな、そんなふうにも感じましたので、既存の事業者に頼るだけではなくて、何か市としても将来に向けての在宅介護時代に向けての何か方策をもっともっと示していくべきではないかというふうに思いますので、そのことについてのお答えは結構ですが、これから多分増大していく介護給付ということの中で大変な心配をされる内容なのですが、ただ私たちもこれは絶対守っていかなければいけないことですので、するためにはできるだけ本当に重篤なことにならないようにしていただきたいと思いますので、状況をつぶさに見きわめていくためにもこの計画ですとかいろんなプランの中でその都度単年度ごとに見きわめていかなければならないと思いますから、またその都度いろいろと状況を教えていただきたい、そのように思っています。ご答弁は結構です。

○委員（菊地清一郎） 15ページですけれども、L S A、生活援助員による地域見守りの実施という項目がございます。今駅前団地をつくっていますけれども、生活援助員ということですが、

今後駅前以外の地域でどのような地域で事業展開するご計画なのか、もしお話しできればお聞かせしていただきたいと思います。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

まず、生活援助員の関係、L S Aの関係ですけれども、既存のものとしましては現在大滝のほうにほのぼの団地がございまして、19戸ございまして、ここが生活援助員を配置しましてシルバーハウジングをやっているところでございまして、駅前の公営住宅でございまして、ことし、平成24年の8月ごろに駅前地区の公営住宅という形でC地区が開設されます。全部で公営住宅の戸数が40戸ございまして、そのうちの18戸がシルバーハウジングという形になってございまして、そこにL S Aさんを配置しまして事業展開を行うところでございまして、さらに、駅前団地、平成26年ですけれども、開設時期はちょっとはつきりしませんが、同じような7月、8月ではなかろうかと思っておりますけれども、そこにつきましても全部で戸数は42戸、42戸の公営住宅に対しまして14戸のシルバーハウジングを計画しているところでございます。計画の中では、今のところ3カ所というふうにはお聞きしているところでございます。

○委員（菊地清一郎） ありがとうございます。それと、生活援助員の人数だとか

どこまでどういうふうな形で対応するのかだとか、時間帯の問題だとか、その辺もう少し詳しくお尋ねしたいと思うのですが、よろしくお願いたします。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

まず、駅前の今回できるC地区についてでございますけれども、先ほどお話ししました18戸が対象という形になってございまして、L S Aさんにつきましては、伊達市内では初めての事業、大滝はございまして、市街地の中では初めての事業ということもございまして、あとL S Aさんの仕事プラスアルファ今後いろいろ計画していくということもございまして、L S Aさんを2名配置いたす予定でございまして、2名の方の仕事内容でございますけれども、一般的には緊急通報のブザーというのですか、そういうのが設置されてございまして、そのブザーを押されたときに緊急の対応をするというのがまず第一でございまして、あと、朝になるのかお昼になるのかちょっとわかりませんが、まず少なくとも1日1回は見守りをするという形です。声かけをしまして安否の確認をするという形になってございまして、あと、当然対象者の方から相談を受けた場合、その相談にお答えをしたり、誘導するというか、こちらのほうへ連絡したほうがよいという指導等をしていくような形の相談業務も考えております。あと、当然施設がございまして、施設の維持管理もL S Aさんにやっていただく予定でございまして、L S Aさんの業務としましては、そのような内容になってくるのではないかなというふうに考えておりますけれども、あとL S Aさんプラスアルファの形になるのかもしれないけれども、施設に集会所等がございまして、一部は自治会のほうに無償で貸し出すというふうにも聞いてございまして、残った部分についてL S A室なり相談室という形で使わせていただきます。その中の一部を将来的には開設して、すぐできるかどうかかわからないのですけれども、市民的なサロンという形である程度開放した中で、シルバーの方と自治会の方との交流の場とか、何かそういう形の事業展開ができないかということも模索しているところでございまして。

あと、L S Aに伴う事業展開につきましては、見守り活動等もございますので、伊達市直営という形ではなく、伊達社会福祉協議会のほうに委託をするような形で事業展開をしていければというふうに考えております。

○委員（滝谷 昇） まず、1点目は今回僚が質疑されていましたが、シルバーハウジング関係ですが、この事業は昔の建設省のときだったかな、そのときからの事業で、昔の、いわゆる文厚委員会なんかでも、多分函館とか調査に行った経過があります。済みません、今の段階でこんな質問の仕方もいかなものかということなのですが、シルバーハウジングなるものの事業というのは、もちろんそれなりの財源も伴っての事業ですが、シルバーハウジング事業というものは、主立ったもので結構ですけれども、こういうものが備わっていなければ事業としてのことにならない、あるいはそれだからやれよという意味の主立ったものをちょっとお教えてください。

○高齢福祉課長（阿部政浩） シルバーハウジング事業というのは、国土交通省サイドの事業になります。公営住宅の中に高齢者に対応したバリアフリー化、手すりとか段差のないものとか、そういうものはまず必要不可欠ではなかろうかなという形で考えております。それに伴いまして、緊急通報、先ほどもお話ししましたけれども、緊急通報サービスも設置する形になっているところだと思います。当然それは建設サイドで設置をして、建設サイドの事業という形になりますけれども、福祉サイドはそれを使うほうと言ったら変ですけれども、それをうまく事業展開していくためにL S Aさんを配置して、L S Aさんに伴う事業経費につきましては、介護保険の地域支援事業という形で保険の対象という形で見ていけるという形になります。そういうことで、シルバーハウジング事業につきましては、そういうバリアフリー化をまずしていかないと、高齢者に優しい公営住宅にするというのがまず第一というふうに考えております。

○委員（滝谷 昇） なぜ何ったかということは、私が一番心配するのは、残念ながら伊達は縦割り行政がまだ残っておりまして、何か箱物つくったりすると、例えば今の題材でいうと建設部関係のほうが先いって、今回でいえば福祉関係のほうとコミュニケーション不足の部分がしばしば見られるのです。例えばカルチャーもそうですけれども、あるいはこれから、話関係ないですが、屋内体育館なんかというのもその辺はちょこちょこ求めているのですが、それで心配なのは、今まで議会としても公営住宅、駅前の関係でのやりとりはしていますが、福祉の関係の人で十分コミュニケーションを図っているかどうかすごく心配なのです。繰り返しますが、実はカルチャーセンターもあったのです。トイレもそういう福祉弱者に向けての配慮が不足している部分があったのです。だから、なおさら言うのですが、その辺のコミュニケーションはとっているのでしょうかねぐらいしか言えませんけれども、心配なの。だから、さっき言った、例えば緊急通報システムだとか何とかかんとかというのは、もちろん出たからやられているのでしょうけれども、ではそれは何のためにやるのか。つまり何かあったときにだれかに見つけてもらって、そして即対応できるようなシステムはもちろんだし、地域の人たちとの連携も含めた、それが例えば自治会とかということになるのでしょうかけれども、その辺の体制づくりがちゃんといくのかどうか、それがちょっと心配なものですから、改めて答弁してください。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えします。

まず、施設のほうのバリアフリー化とか、緊急通報サービスのシステムにつきましては、建築課のほうと何回も打ち合わせをしまして、そういうちゃんと設置になっていることを確認してございます。あと、事業展開につきましては、うちのほうのL S Aさんを2名配置して、こういう内容で見回りをしますとか、緊急時、緊急時のお話ちょっと説明1つ忘れちゃったけれども、夜間の緊急時の対応なのですけれども、これにつきましては消防のほうと協議をさせていただきまして、消防のほうで夜間は受けていただける形になりまして、そして緊急通報がすぐ消防のほうに行くのと、当然L S Aさんのほうにも連絡は行くのですけれども、消防のほうと連携をとって緊急の場合に対応するという形になってございます。そういう形で関係機関とは何回も昨年にかけて打ち合わせをさせていただきまして、今後もまだ何回も打ち合わせはこれからさせていただきますけれども、滞りなくやって開設に向けてやっていければなというふうに考えております。また、当然社会福祉協議会のほうに委託をする形になりますので、そこら辺は十分に協議するなり説明をして、問題が起こらないような形で進めていきたいと考えております。

○委員（滝谷 昇） 信頼していますから。期待していますから。ちょっと気になるのは、ごめん、もうちょっとその関係で発言しますけれども、社会福祉協議会さんに委託しますからということ、それはそれでいいのですが、これもまたほかの分野でも同じなのですが、委託して、行政がそれで終わりにになっているケースがあるのです。つまりその監視という言葉なのか、委託元としての責任なり義務が常に伴っていなければならぬのに、委託して、それで結果としてあのおときこういう注意しておけばよかったですとか何かという部分、それもちょこちょこ見られるので、ぜひその辺のことも含めてよろしくお願ひしたいということで求めておきます。

次、介護保険制度の運用については、大きく分けて、要するに施設介護と在宅介護とある。それで、残念ながらという表現になるのでしょうかけれども、本来人間の進んでいく過程では、やっぱり、これ古臭い発想なのかどうか分かりませんが、私はまだ在宅介護ということができればそういうやり方をすべきだと思うのですが、総合的な判断の中で今施設介護ということが主流になっています。それで、そういう思いを持ちますので、とりあえず現状改めてちょっと認識させてください。いわゆる高齢者関係は例えば31%と数字は出てきますが、現実の介護該当者が何名ぐらいで、そしてそのうち本当に自分のうちで介護している方々の数値的というものを押さえていますか。あったら教えてください。

○福祉部長（三戸部春信） ちょっと細かい資料を持ち合わせていないのですけれども、介護認定者が1,700ぐらいなのですから……

〔「どこだっけ」と呼ぶ者あり〕

○福祉部長（三戸部春信） 3ページです。ごめんなさい。23年度でいきますと1,812という数字です。それで、実は認定受けていてもサービスの利用がない方が2割弱いらっしゃるんです。ですから、介護サービスを利用されている方は1,600ぐらいだと思っていますけれども、そのうち900名ぐらいが在宅のサービス、あとは施設のほうで500弱の利用実績だったと思っていますから、在宅では900から1,000ぐらい、ちょっと細かい資料持ち合わせていませんので、大体そういうことだと思っています。

○委員（滝谷 昇） それで、本当極端なことを言わせてもらおうと、私施設介護者というのはそれなりの体制というか、物理的含めて介護する人の背景も大体100点満点の100点ではないですが、そろってきて、介護保険制度ができたからですけれども、それはそれでももちろん評価しながら、不足あると言いながらも評価しているところですから、問題は今言った900の人たちの、要するに在宅で介護している人たちの苦勞にどう行政が向き合っているかということは、私はやっぱりその自治体の福祉施策の真価が問われる事例だと思っているのです。だから、その辺の、介護保険制度になって介護する人については一定の手当だったか、何か出るように、最近ちょっと調べていないので、あれなのですが、（聴取不能）のときは同一方式に合わせて何とかかんとかということもあって、多分そういう制度はあるはずですから、間違っていることがあれば済みません。問題は、それはあろうがなかろうが、例えばデイサービス、それからショートステイという制度ができたけれども、それ利用できない人もいます。その人方を行政がどう対応するかということなのです。それ何年かに1回私もこういうことを取り上げていますけれども、行政がそこをどう把握して認識して、その部分にすくいの手を差し伸べるかということが、現状その辺どうでしょうか。

○福祉部長（三戸部春信） 確かに家庭内介護と申しますか、介護保険サービスは入れながらも、やっぱり24時間365日ということにはこういう地域ではなっていませんから、家族の方の負担は大きいと思います。それで、家族介護が何とかできているからよしとは思っていませんけれども、やっぱり特に認知症の家族介護の方は休息といいますか、どこか一時短期入所して、ちょっと自分の息抜きですとか、そういう必要が非常に高いという話はよくされます。それで、さっきも言いましたけれども、介護サービスを利用されていない方もいます。ただ、そこは家族介護の負担が大きくて介護サービスが本当に必要であれば使ってもらいたいと思いますし、そこでやっぱり家族介護の負担が軽減できれば、それはそれでまた次の家族の方が頑張ることにもなるのだらうと思うのですけれども、なかなか家族介護が制度としてきちんと報われているかどうかということになりますと、正直そういう家族の方に現金を給付するとか、そういうことはないものですから、なかなかちょっと難しいとは思っていますけれども、そういうところはやっぱりショートステイとかデイサービスとか、いろんなそういうサービスがあるのですよということで、そういうサービスを必要があれば使ってもらおうということで、そういう制度の普及といいますか、そういうお知らせを強めていきたいなと思います。

○委員（滝谷 昇） これでやめますけれども、要は現実問題として本当に、今大分それでもそういう当事者の知識が深まってきて、制度そのものを理解することが深まってきて、昔のように、あ、そんな制度あったのかということはありませんでしたが、それにしても不幸にして認識不足の人たちというのはまだいるのです。だから、そこは行政側のほうで手をずっと差し伸べて、そういうことで、少なくともそうでないように、知識だけは最低限平等になるような形の努力はやっぱり、こういう議論をすると、いや、広報にも出しているでしょうとか何とか、とんでもない話。広報じっくり読んでいるような人たちなんて介護なんてしてないって。介護していて本当に苦勞している人は、広報なんか読んでいる暇はないですもの。ここをやっぱり特に福祉担当者に期待している。部長、課長、その辺よろしくお願ひします。繰り返しますが、そこをまず把握からいかなければな

らぬでしょうし、もちろん例えば民生児童委員だとかとの連携は当然伴いますし、ただ残念ながら個人情報保護云々くんぬんの関係があって把握すること事態も大変だと思いますが、その苦労はより深まっていくことの認識はしていますけれども、保健センターだとか何か、要するに全部総合的な手段を講じて、本当に1人で亡くなる、現実にいるわけだから、それ何だったらそこにそういうことは問題があるのです。私のごく近くに独居老人が実はあって、私は私で家内も含めて毎日見ているつもりだったけれども、残念ながらそういうことにもなった体験者でもあるので、なお言うのですが、そのとき行政側が、職員という意味ではないですよ、行政側の手だてをまだまだ講じれば防げないまでもうちちょっとみとることができたのではないのかなということを私も何回か体験していますし、ぜひその辺を、この関係は別に改めてしようと思っていますが、ぜひこの辺について視点を強めてご努力をされるよう求めて終わります。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

以上で所管事務調査を終わりました。

お諮りいたします。調査結果報告書の案文については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で産業民生常任委員会を閉会いたします。

長時間にわたり大変にご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 3時24分）